

学校給食費 についての 大切なお知らせ

相模原市では、令和5年4月から学校給食費の取扱いを、公会計（市で徴収・管理する方法）へ移行しました。
本案内をよくお読みいただき、給食費の口座登録のお手続きをお願いいたします。

◆お手続きについて◆

①学校給食申込書の提出

全ての保護者の皆様にご提出
いただく書類となっております。

学校給食の提供を申し込む用紙です。また、給食費が正しく支払われなかった場合に、児童手当から徴収を行うこと、学校給食費の滞納の解消において必要な個人情報を調査し組織間で共有することに同意を求める用紙となります。

氏名	〒	市町村	区	丁目	番	号
性別	年齢	学年	給食費の滞り	滞りなし	滞りあり	滞りなし
児童手当受給者氏名	児童手当受給額	児童手当受給期間	児童手当受給開始日	児童手当受給終了日	児童手当受給状況	児童手当受給理由

下部の「児童手当等受給者氏名」は、児童手当を受給している保護者の方の名前をご記入ください。

②口座登録のお手続き

兄弟が既に提出をしている場合も改めてお手続きが必要となります。

対象金融機関は裏面に記載がございます。
なお、口座をお持ちでない方については、納付書にてお支払いいただけます。

WEBによるお手続き

QRコードを読み込んでいただくか、検索エンジンで「相模原市給食 口座振替」と検索してください。

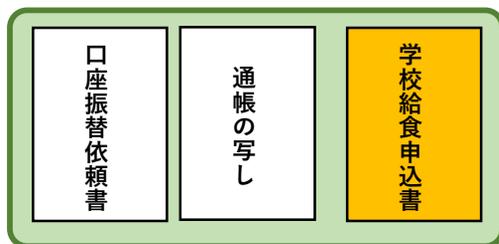


用紙によるお手続き

「口座振替依頼書」をご提出してください。
用紙にてご提出いただく場合は、希望する金融機関の通帳またはキャッシュカードの写しについても提出が必要となります。

◆ご提出先について◆

返信用封筒に必要書類を入れて、ポストに投函してください。



※口座振替依頼書及び通帳またはキャッシュカードの写しについては、WEB申込の場合は不要となります。

提出期限 令和6年2月29日（木）必着

※提出期限を過ぎてから提出される場合は、金融機関の処理が完了次第、引き落としが開始されます。

◆口座振替ができる取扱金融機関について◆

銀行

○横浜、○みずほ、三菱UFJ、○三井住友、○りそな、埼玉りそな、群馬、山梨中央、静岡、○スルガ、東日本、神奈川、静岡中央、○きらぼし、○ゆうちょ

信用金庫

平塚、城南、多摩、山梨、西武

信用組合

神奈川県医師（相模原支店）

その他

○中央労働金庫、○相模原市農協、○神奈川つくい農協

先頭に○が付いている金融機関はWEB申込対応予定となります。

◆口座振替のスケジュールについて◆

原則、以下の金額・スケジュールで口座振替を行います。

小学校・義務教育学校前期課程

月額4,600円

中学校・義務教育学校後期課程

（中学校は相模丘・中沢・中野・串川のみ）

月額5,300円

実施月	4, 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2, 3月
引落月	6月末	7月末	8月末	-	10月末	11月末	12月25日	1月末	2月末	3月末

※ 振込手数料は不要です。

※ 4・5月分は6月末、2・3月分は3月末にまとめて口座振替を行います。

※ 振替日が土曜・日曜・祝日の場合は金融機関の翌営業日が振替日となります。

※ 8月は給食の実施がない為口座振替は行われません。

※ アレルギー、長期欠席、学級閉鎖、災害等により給食を食べなかった場合は、減額する場合がございます。

※ 毎月の給食費については、学校給食課にて算定いたします。

便利で簡単な口座振替をご利用ください！

◆お問い合わせ先◆

相模原市教育委員会 学校給食課

電話

042-707-7084

HP

相模原市給食 口座振替

検索

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kyouiku/1025142.html>

